

令和3年1月6日

保護者 各位

都城市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について（お知らせ）

平素より、本市の教育活動にご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本市における新型コロナウイルス感染者急増の状況を踏まえ、下記のとおり臨時休業期間を設定いたします。

保護者の皆様におかれましては、更なる対応をお願いすることになり、お子様の食事や安全面などにおいて不安や心配な面があるとお察しいたしますが、趣旨をご理解いただきご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和3年1月7日（木）から1月17日（日）まで

※ 小学6年生及び中学3年生（最終学年）については、進路対応等が必要な児童生徒を対象に、感染拡大防止策（分散登校、少人数指導等）を徹底の上、教育活動を実施することができることとしております。学校からの連絡でご確認ください。

2 お願い

- 家庭学習（課題）の配付については、原則、保護者に来校していただき直接配付いたしますので、各学校からの連絡（期日等の指定）をもとに御協力をお願いいたします。
ただし、来校が難しい場合は、教職員が家庭訪問し配付するなどの対応も行いますので、各学校へご連絡いただくようお願いいたします。
- 臨時休業期間も、毎朝、お子様及び同居するご家族の検温をお願いします。
なお、学校再開後は、お子様に加え、同居するご家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合も、お子様は出席停止扱いとなります。
- 学校といつでも連絡が取りあえるような連絡体制をとっていただき、もし、お子様が濃厚接触者と特定され、PCR検査を受けた場合や、その検査結果につきましては、学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

3 その他

- 臨時休業期間の部活動については、中止とします。18日（月）以降については別途連絡します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、ご家庭での対応となりますが、放課後児童クラブ及び学校でのお預かりも行います。

- 放課後児童クラブは、現在入会中の児童に限り、児童クラブの状況に応じて受け入れを行います。児童クラブにより受入状況（時間等）が異なりますので、各児童クラブにご確認ください。
- 学校においては、小学校に在籍するお子様及び中学校の特別支援学級に在籍するお子様で、やむを得ない事情により家庭での待機ができない場合、預かりを行います。預かりを希望される方は、事前に学校へ電話連絡してください。
なお、やむを得ない事情によりお子様をお預かりする場合は、次のような条件を設定させていただきます。

- ・ 保護者が毎朝検温等を行い、本人及び同居するご家族も健康であることを確認できた児童生徒
- ・ マスクを着用し、昼食を持参できる児童生徒（終日の場合）
- ・ 原則、保護者の責任において、送迎が可能な児童生徒
- ・ 在校時間は、原則、朝の会から5校時終了までとします。
- ・ 活動は、自学自習を基本とし、授業は行いません。
- ・ 学校での検温等により、早退する必要がある場合は、お迎えをお願いします。